

補助金チェックシート

健康福祉部

番号	担当課	名称	交付先	補助目的区分	補助期間区分	開始年度	補助目的	補助内容	補助金額(千円)			見直し基準該当項目	説明	H29年度 要求額 (千円)
									H26	H27	H28			
1	福祉課	民生児童委員協議会連合会運営補助金	丸亀市民生委員児童委員協議会連合会	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H17	民生委員法第24条に規定する任務を遂行するための協議会の開催及び活動経費を補助することにより運営及び活動の円滑化・充実化を図る。	協議会運営費と研修費用を補助。運営補助については市に対して県からの補助金あり。	1,698	1,698	1,698	(1)継続するもの	イ 国・県の補助金を財源の一部として充てる事業のうち、市の負担が義務的である事業等	1,698
2	福祉課	地区民生委員協議会活動推進費補助金	丸亀市民生委員児童委員協議会連合会	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H17	民生委員法第24条に規定する任務を遂行するため、地区協議会の開催及び活動経費を補助することにより運営及び活動の円滑化・充実化を図る。	地区協議会活動に対する補助。全額、市に対して県からの補助金あり。	2,208	2,208	2,208	(1)継続するもの	イ 国・県の補助金を財源の一部として充てる事業のうち、市の負担が義務的である事業等	2,208
3	福祉課	丸亀地区保護司会補助金	丸亀地区保護司会	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H17	丸亀地区保護司会を運営し、同会の諸事業を実施することにより保護司の円滑な活動を実現することを目的とする。	団体の運営・研修費用に対する補助であり、市の予算の範囲内での補助としている。	625	625	625	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	625
4	福祉課	讃岐修斉会補助金	更正保護法人讃岐修斉会	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H17	犯罪をした者が善良な社会の一員として更生することを助け、もって個人及び公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。	団体の運営に対する補助であり、市の予算の範囲内での補助としている。県内他市町の補助あり。	156	156	156	(1)継続するもの	ウ 他市町との協議等により、市の負担が決定している事業等	156
5	福祉課	香川県原爆被害者の会丸亀支部補助金	香川県原爆被害者の会丸亀支部	イ 市民等が主体的・自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	被害者援護法の趣旨を実現を目指し、香川県原爆被害者の会員相互の融和と親睦、治療生活の向上を図る。	団体の運営に対する補助であり、市の予算の範囲内での補助としている。	69	68	67	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	67

補助金チェックシート

健康福祉部

番号	担当課	名称	交付先	補助目的 区分	補助期間 区分	開始年度	補助目的	補助内容	補助金額(千円)			見直し基準該当項目		H29年度 要求額 (千円)
									H26	H27	H28		説明	
6	福祉課	讃岐修斉会連 絡協議会補助 金	更生保護法人 讃岐修斉会連 絡協議会	イ 市民等が 主体的自立 的に行うもの であって行政 がその支援 を行うもの	ウ 中長期 的なもの	H17	更生保護に関する 事業の普及啓発による 青少年の健全育成と 再犯防止	団体の運営に対す る補助であり、市の 予算の範囲内での 補助としている。	190	190	190	(1)継続 するもの	オ 市が施策 の効果を高 めることを目 的として実施 する補助金 等交付事業	190
7	福祉課	丸亀市社会福 祉協議会運営 等補助金	社会福祉法人 丸亀市社会福 祉協議会	ア 行政がそ の責任にお いて保護奨 励すべきもの	ウ 中長期 的なもの	H17	地域福祉活動、ボラ ンティア事業、在宅福 祉サービス事業、困 窮世帯等に対する支 援事業等の推進によ る福祉のまちづくり をすすめることを目的 とする。	法人運営部門及び 事業運営部門の人 件費を補助してい る。	72,788	69,584	67,100	(1)継続 するもの	エ 行政目的 を達成するた めに、行政が 実施すべき 事業を代替 又は補完して 実施している 事業等	64,473
8	福祉課	遺族会運営補 助金	丸亀市遺族連 合会	イ 市民等が 主体的自立 的に行うもの であって行政 がその支援 を行うもの	ウ 中長期 的なもの	H17	戦没者の英霊顕彰及 び戦争犠牲者の遺族 の福祉の向上を図る	団体の運営に対す る補助であり、市の 予算の範囲内での 補助としている。	268	268	268	(1)継続 するもの	オ 市が施策 の効果を高 めることを目 的として実施 する補助金 等交付事業	268
9	福祉課	臨時福祉給付 金	平成28年度分 市民税(均等 割)が非課税 の者(但し、扶 養者が課税さ れる場合、生 活保護の被保 護者は除く。)	ア 行政がそ の責任にお いて保護奨 励すべきもの	ア 一時 的なもの	H26	平成26年4月からの 消費税引上げに際 し、低所得者への影 響の緩和を図る	平成28年度分市民 税(均等割)が非課 税の者(但し、扶養 者が課税される場 合、生活保護の被保 護者は除く。)1人 につき3千円を支給。 また、対象者のう ち、障害基礎年金・ 遺族基礎年金受給 者(年金生活者等臨 時福祉給付金を受 給したものを除く)に 3万円を加算して支 給。	216,275	110,316	71,817	(2)原則 として廃 止するもの	オ 一時的又 は短期的な 事業等であ って、終期が到 来しているもの	0

補助金チェックシート

健康福祉部

番号	担当課	名称	交付先	補助目的 区分	補助期間 区分	開始年度	補助目的	補助内容	補助金額(千円)			見直し基準該当項目 説明	H29年度 要求額 (千円)	
									H26	H27	H28			
10	福祉課	精神障害者家族会助成金	精神障害者家族会 コスモス会	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	精神障がい者の家族が連帯し心を病んだ者と共に歩める家族となることにより、精神障害者と家族の安定を図ることを目的とする。	団体の運営に対する補助であり、市の予算の範囲内での補助としている。他市町の補助あり。	17	17	17	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	17
11	福祉課	身体障害者福祉団体補助金	丸亀手話サークル亀の子会	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	手話の学習をとおして聴覚障がい者問題の理解を促す聴覚障がい者運動に協力することにより聴覚障がい者と健聴者との交流を深め、ともに手をつないで全ての人々が住みやすい社会の実現をめざす。	団体の運営に対する補助であり、市の予算の範囲内での補助としている。	28	28	28	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	28

補助金チェックシート

健康福祉部

番号	担当課	名称	交付先	補助目的区分	補助期間区分	開始年度	補助目的	補助内容	補助金額(千円)			見直し基準該当項目	説明	H29年度 要求額 (千円)
									H26	H27	H28			
12	福祉課	親子の集い事業補助金	丸亀市心身障害児(者)育成会	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	特別支援学級で学ぶ市内の小学校児童及び中学校生徒たちが交流することで、学校における日常生活に対する基本的な訓練の成果を確認すると共に、同じ障がいをもつ者たちが集団生活を体験することによって、お互いに意志の疎通が可能となり、交流の場を通じて社会性やルールづくりを身につけ自主性を育て、将来社会人として必要な資質の向上を図ることを目的としている。	「親子の集い事業」に対する補助であり、市の予算の範囲内での補助としている。	49	49	49	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	49
13	福祉課	知的障害者援護施設等建設資金償還補助金	社会福祉法人塩屋福社会	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H15	心身障がい者福祉施設の円滑な運営を図る。	社会福祉法人が独立行政法人福祉医療機構法(平成14年法律第166号)第12条の規定により融資を受けた資金について予算の範囲内で利子補給金を交付する。	98	85	72	(1)継続するもの	イ 国・県の補助金を財源の一部として充てる事業のうち、市の負担が義務的である事業等	59

補助金チェックシート

健康福祉部

番号	担当課	名称	交付先	補助目的 区分	補助期間 区分	開始年度	補助目的	補助内容	補助金額(千円)			見直し基準該当項目 説明	H29年度 要求額 (千円)	
									H26	H27	H28			
14	福祉課	身体障害者団体補助金	丸亀市身体障害者福祉連合協会	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	本会は、身体障がい者の自立更生の援助並びに会員相互の親睦に務め、もって生活の安定に寄与し福祉の増進を図ることを目的とする。	団体の運営に対する補助であり、市の予算の範囲内での補助としている。	500	500	500	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	500
15	福祉課	心身障害者小規模通所作業所運営等補助金	飯山町手をつなぐ育成会 小規模作業所さざんか	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H17	個別給付(生活介護、就労継続支援等)や地域活動支援センターなどの障害者総合支援法に基づくサービスへ直ちに移行できない小規模作業所が円滑に移行できるよう、経過的な措置として定額を助成する。	丸亀市障害者(児)小規模通所作業所運営補助金交付要綱に基づき補助している。 常勤職員を2人以上配置している作業所は月額40万円×12月	4,800	4,800	4,800	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	4,800
16	福祉課	救護施設建設資金償還補助金	社会福祉法人萬象園	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H14	社会福祉法に基づき、福祉サービスの利用者の保護及び地域における社会福祉の推進を図る	社会福祉法人の保護施設整備事業の利子補給。年2%以内の利率	78	65	52	(1)継続するもの	イ 国・県の補助金を財源の一部として充てる事業のうち、市の負担が義務的である事業等	39
17	福祉課	障害者支援施設整備費補助金	社会福祉法人うぶすな会	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ア 一時的なもの	H28	在宅で生活する事が難しい障がい者が安心して暮らせる環境づくりを目的とする。	障害者支援施設の移転に伴う施設整備補助	—	—	30,000	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	0

補助金チェックシート

健康福祉部

番号	担当課	名称	交付先	補助目的区分	補助期間区分	開始年度	補助目的	補助内容	補助金額(千円)			見直し基準該当項目		H29年度 要求額 (千円)
									H26	H27	H28		説明	
18	福祉課	年金生活者等 臨時福祉給付金	平成27年度分 市民税(均等 割)が非課税 の者(但し、扶 養者が課税さ れる場合、生 活保護の被保 護者は除く。) の内、平成28 年度中に65歳 以上となるも の	ア 行政がそ の責任にお いて保護奨 励すべきもの	ア 一時 的なもの	H28	一億総活躍社会の実 現に向け、賃金引上 げの恩恵が及びにく い低年金受給者への 支援を目的とする。	平成27年度分市民 税(均等割)が非課 税の者(但し、扶養 者が課税される場 合、生活保護の被保 護者は除く。)の内、 昭和27年4月1日以 前に生まれた者一 人につき3万円を支 給。	—	—	314,040	(2)原則 として廃 止するも の	オ 一時的又 は短期的な 事業等であ つて、終期が到 来しているも の	0
19	福祉課	制度創設100 周年全国民生 委員児童委員 大会参加補助 金	丸亀市民生委 員児童委員協 議会連合会	イ 市民等が 主体的自立 的に行うも のであって行政 がその支援 を行うもの	ア 一時 的なもの	H29	制度創設100周年全 国民生委員児童委員 大会参加により民生 委員の活動促進を図 る	制度創設100周年全 国民生委員児童委員 大会参加旅費及 び出席負担金	—	—	—	(2)原則 として廃 止するも の	イ 補助目的 が達成され た事業等	680
20	高齢者支 援課	シルバー人材 センター補助 金	公益社団法人 丸亀市シル バー人材セン ター	ア 行政がそ の責任にお いて保護奨 励すべきもの	ウ 中長 期的なもの	H17	「自主・自立・共働・共 助」の基本理念の下、 高齢者の方々の就業 の場を提供すること により、働きがい・生 きがいを与え、活力あ る高齢社会の実現に役 割を果たすことを目的 とする。	国の示す事業執行 方針に基づき、運営 費補助単価限度額 の規定により、予算 の範囲内で補助す る。	8,880	8,840	9,888	(1)継続 するもの	オ 市が施策 の効果を高 めることを目 的として実施 する補助金 等交付事業	9,900

補助金チェックシート

健康福祉部

番号	担当課	名称	交付先	補助目的区分	補助期間区分	開始年度	補助目的	補助内容	補助金額(千円)			見直し基準該当項目	説明	H29年度 要求額 (千円)
									H26	H27	H28			
21	高齢者支援課	老人クラブ連 合会運営補助 金	丸亀市老人ク ラブ連合会	イ 市民等が 主体的自立 的に行うもの であって行政 がその支援 を行うもの	ウ 中長 期的なもの	H17	老人福祉法の理念に 基づき、老人クラブ育 成指導と連絡調整を 図り、老人クラブの組 織的活動を促進し、 地域高齢者の福祉及 び健康の増進を図り、 生きがい活動に資す ることを目的とする。	クラブ数、会員数、 活動内容をもとに補 助金額を決定し、予 算の範囲内で補助 する。	9,392	9,392	9,383	(1)継続 するもの	オ 市が施策 の効果を高 めることを目 的として実施 する補助金 等交付事業	9,383
22	高齢者支援課	老人福祉施設 等建設資金償 還補助金	社会福祉法人 禰友会	イ 市民等が 主体的自立 的に行うもの であって行政 がその支援 を行うもの	ウ 中長 期的なもの	H8	社会福祉法人が独立 行政法人福祉医療機 構から借り入れた借 入金の負担を軽減し、 老人福祉施設の 整備を推進する。	老人福祉施設整備 に伴い、独立行政法 人福祉医療機構から 借り入れた借入金 の元金及び利子を 償還した場合、予算 の範囲内で当該利 子に対する利子補 給をする。	1,404	936	481	(2)原則 として廃 止するもの	イ 補助目的 が達成され た事業等	0
23	高齢者支援課	社会福祉法人 助成措置補助 金	生計困難者 に対する利用者 負担額軽減措 置事業を行う 社会福祉法人 等のうち、その 軽減額が一定 割合を超える 者	ア 行政がそ の責任にお いて保護奨 励すべきもの	ウ 中長 期的なもの	H12	介護保険サービスの 提供を行う社会福祉 法人等(以下「法人」と いう。)が、低所得で特 に生計が困難である 利用者の負担を軽減 する場合に、軽減措 置を行った法人に対 し助成を行うことによ り、介護保険サービス の利用促進を図るこ とを目的とする。	生計困難者に対す る利用者負担額の 軽減を行った社会福 祉法人等のうち、そ の軽減額が一定割 合を超えた部分の 1/2を補助する。	223	173	353	(1)継続 するもの	イ 国・県の 補助金を財 源の一部とし て充てる事業 のうち、市の 負担が義務 的である事 業等	450

補助金チェックシート

健康福祉部

番号	担当課	名称	交付先	補助目的区分	補助期間区分	開始年度	補助目的	補助内容	補助金額(千円)			見直し基準該当項目	説明	H29年度 要求額 (千円)
									H26	H27	H28			
24	高齢者支援課	離島介護サービス確保対策補助金	(1)離島に住所を有する要介護者等で通所・短期入所を利用する際に航路費を負担する者 (2前号に規定する者に通所・短期入所サービスを提供している事業者であって、航路費を負担する者	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H19	介護サービスの確保が困難な離島地域における高齢者の通所サービス及び短期入所サービス等の利用に要する航路費の一部を補助することにより離島地域における介護サービスの充実を図るもの。	離島に住所を有する要介護者及び要支援者が島外の通所・短期入所サービスを利用する際の往復航路費(海上タクシー等を除く。)を月4回を限度として補助する。	257	216	376	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	400
25	高齢者支援課	離島介護サービス確保対策補助金(離島ホームヘルパー養成事業補助金)	離島住民であって、介護職員初任者研修課程を受講する者	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H19	介護サービスの確保が困難な離島地域において、介護に従事する人材の育成に資するため、離島住民の介護職員初任者研修課程の受講に要する費用の一部を補助することにより離島地域における介護サービスの充実を図るもの。	・離島住民が島外で受講する初任者研修に係る受講料の全額及び ・60日を限度として自宅から教習機関又は実習先へ通学した場合の公共交通機関の利用料の半額を補助する。	0	0	0	(1)継続するもの	イ 国・県の補助金を財源の一部として充てる事業のうち、市の負担が義務的である事業等	260

補助金チェックシート

健康福祉部

番号	担当課	名称	交付先	補助目的区分	補助期間区分	開始年度	補助目的	補助内容	補助金額(千円)			見直し基準該当項目	説明	H29年度 要求額 (千円)
									H26	H27	H28			
26	高齢者支援課	介護サービス事業所航路費等補助金	指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者又は指定介護予防サービス事業者	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H22	介護サービスの確保が困難な離島地域の利用者の居宅を訪問し、介護サービスを提供する事業者に対し、航路費等に相当する額を予算の範囲内で交付することにより、離島での多様な介護サービス事業者の参入を促進し、安定的な介護サービス提供体制の確保を図るもの。	離島において居住する要介護者及び要支援者に対して訪問介護等の介護サービスを提供する事業者等が、離島で介護サービスを提供する際に掛かる航路費等に相当する費用を補助する。	2,220	2,003	1,800	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	2,660
27	高齢者支援課	地域介護・福祉空間整備推進補助金	介護施設等の整備を行う事業者	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	イ 短期的なもの	H26	市が作成する整備計画に基づく地域における公的介護施設等の施設及び設備等の整備を実施する事業者に対し、当該事業の実施に要する経費の一部に充てるため、予算の範囲内で補助金を交付し、整備を推進するもの。	(1)定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の開設経費 1施設 上限1,000万円 (2)特別養護老人ホームの開設経費 1床当たり600千円の単価により算出した額	51,731	0	0	(3)休止又は減額するもの	オ 短期的又は中長期的な事業等であって、適切な終期又は更新時期の設定がされていないもの	0

補助金チェックシート

健康福祉部

番号	担当課	名称	交付先	補助目的区分	補助期間区分	開始年度	補助目的	補助内容	補助金額(千円)			見直し基準該当項目	説明	H29年度 要求額 (千円)
									H26	H27	H28			
28	高齢者支援課	地域介護・福祉空間整備等補助金	介護施設等の整備を行う事業者	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	イ 短期的なもの	H26	市が作成する整備計画に基づく地域における公的介護施設等の施設及び設備等の整備を実施する事業者に対し、当該事業の実施に要する経費の一部に充てるため、予算の範囲内で補助金を交付し、整備を推進するもの。	(1)既存施設(1,000㎡以上)のスプリンクラー整備に必要な工事費 1㎡当たり 17.5千円の単価により算出した額 (2)既存施設(1,000㎡未満)のスプリンクラー整備に必要な工事費 1㎡当たり 9,620円の単価により算出した額	49,453	19,915	0	(3)休止又は減額するもの	オ 短期的又は中長期的な事業等であって、適切な終期又は更新時期の設定がされていないもの	0
29	高齢者支援課	地域介護・福祉空間整備推進補助金	介護ロボットを導入する事業者	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	イ 短期的なもの	H28	市が作成する整備計画に基づき介護従事者の負担の軽減を図り働きやすい職場環境を整備し介護従事者の確保を目的とした介護ロボットを導入する事業者に対し、当該事業の実施に要する経費の一部に充てるため、予算の範囲内で補助金を交付し、整備を推進するもの。	(1)介護ロボット購入費 1事業所 上限300万円(ただし、国から示された内示額) (2)リース又はレンタル料 (3)役務費	—	—	12,315	(3)休止又は減額するもの	オ 短期的又は中長期的な事業等であって、適切な終期又は更新時期の設定がされていないもの	0

補助金チェックシート

健康福祉部

番号	担当課	名称	交付先	補助目的 区分	補助期間 区分	開始年度	補助目的	補助内容	補助金額(千円)			見直し基準該当項目 説明	H29年度 要求額 (千円)	
									H26	H27	H28			
30	高齢者支援課	成年後見センター補助金	社会福祉法人丸亀市社会福祉協議会	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H27	成年後見制度の需要増に対応し、判断能力が不十分な高齢者、障がい者等が権利擁護・福祉に関する制度、サービスを適切に利用できるよう支援を図るもの	成年後見センター業務に従事する職員の人件費等補助	—	4,300	4,085	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	4,085
31	健康課	母子愛育班運営補助金	丸亀市母子愛育班連絡協議会	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	地域の人々が孤立化しないように声かけ、見守りを中心に活動し、行政とのパイプ役も担っている当該協議会を支援することにより、少子高齢化に伴う核家族化が進展する社会の問題減少を図る。	母子愛育思想の啓発普及、愛育班組織の育成指導と連絡調整、研究会及び研修会の開催、地域社会との連帯など、目的達成のための事業運営補助	1,274	1,274	1,274	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	1,274
32	健康課	特定不妊治療補助金	特定不妊治療以外に妊娠の見込みが少ない夫婦	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H21	保険適用されない特定不妊治療をしている夫婦への経済的支援により、治療の継続が図れ、妊娠の可能性が期待できることで少子化問題の軽減を図る。	1回の治療につき10万円まで。1年度当たり20万円を限度に通算5年間。平成28年度より通算6回まで(10万円/回)、助成対象年齢43歳未満となる。(平成26・27年度移行措置有)	8,446	10,724	10,000	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	9,000

補助金チェックシート

健康福祉部

番号	担当課	名称	交付先	補助目的区分	補助期間区分	開始年度	補助目的	補助内容	補助金額(千円)			見直し基準該当項目	説明	H29年度 要求額 (千円)
									H26	H27	H28			
33	健康課	地域医療協力費	一般社団法人丸亀市医師会	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H17	市民の健康管理及び健康維持、医療知識の普及啓蒙をすることにより、市民の健康増進及び健康管理が期待できる。また、初期救急体制等の強化のためにも有効である。	各種予防接種、各種検診、健康教育、初期救急医療等を行う医師会への運営補助	4,450	4,450	4,450	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	4,450
34			一般社団法人綾歌地区医師会	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H24	同上	同上	1,050	1,050	1,050	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	1,050
35			丸亀市歯科医師会	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H17	口腔内疾患の予防・早期治療によって、健康な口腔状態を長く維持することにより、歯科だけでなく、全体の医療費抑制に繋がる。	各種検診、歯科健康相談、口腔衛生指導等を行う歯科医師会への運営補助	900	900	900	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	900
36			一般社団法人丸亀市薬剤師会	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H17	地域住民の保健衛生向上のため、安全で有効な医薬品を適切な指導に基づき供給を行い医薬分業の推進を行う。住民のかかりつけの保険薬局を育成する。	会員の資質向上のための教育研修、医薬品備蓄、医薬品情報を収集し提供及び活用、丸亀市医師会と協賛して3歳児健康診査等を行う薬剤師会運営補助。	68	68	68	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	68

補助金チェックシート

健康福祉部

番号	担当課	名称	交付先	補助目的区分	補助期間区分	開始年度	補助目的	補助内容	補助金額(千円)			見直し基準該当項目	説明	H29年度 要求額 (千円)
									H26	H27	H28			
37	健康課	地域医療協力費	綾歌郡薬剤師会	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H25	同上	同上	13	13	13	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	13
38	健康課	准看護学院運営補助金	社団法人 丸亀市医師会附属准看護学院	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H17	医師・看護師の確保が県内医療機関における喫緊の課題である中、准看護師を養成することにより、地域・救急医療の充実、看護師確保を図るもの。	准看護師を養成する准看護学院(修業年限2年)運営補助	700	700	700	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	700
39	健康課	看護師等養成所施設整備費補助金	丸亀市医師会附属准看護学院施設整備補助金	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ア 一時的なもの	H27	老朽化による丸亀市医師会附属准看護学院の建替え整備に対する施設整備に対し補助するもの。	県が定める看護師等養成所施設整備補助金の基準額を基に、県の負担額の半分を補助(基準額の1/12)	—	6,976	0	(2)原則として廃止するもの	オ 一時的又は短期的な事業等であつて、終期が到来しているもの	0
40	健康課	離島妊婦健康診査等支援事業補助金	離島に住所を有する妊婦	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H27	産婦人科医療施設のない離島妊婦の健康管理及び母子保健の増進を図るため	妊婦健診及び出産の際に負担する航路費の一部助成	—	11	0	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	15
41	健康課	骨髄等移植ドナー支援事業補助金	骨髄等移植提供者及び雇用事業所	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H29	骨髄等移植提供者の増加及び多くの骨髄等移植の実現を図るため	骨髄等移植にかかる通院及び入院に対する助成(上限10万円)事業所については提供者1回につき5	—	—	—	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	150

補助金チェックシート

健康福祉部

番号	担当課	名称	交付先	補助目的 区分	補助期間 区分	開始年度	補助目的	補助内容	補助金額(千円)			見直し基準該当項目 説明	H29年度 要求額 (千円)	
									H26	H27	H28			
42	健康課	病院群輪番制 病院事業補助 金	病院群輪番制 病院事業に参 加する病院	ア 行政がそ の責任にお いて保護奨 励すべきもの	ウ 中長 期的なもの	H29～30	中讃保健医療圏にお ける夜間救急患者受 け入れ態勢を整える ため	・夜間救急患者受け 入れ態勢に必要な 運営事業 ・医療機器設備整備 事業	—	—	—	(1)継続 するもの	ウ 他市町と の協議等に より、市の負 担が決定して いる事業等	21,620
43	保険課	人間ドック助成 補助金	人間ドック受診 者	ア 行政がそ の責任にお いて保護奨 励すべきもの	ウ 中長 期的なもの	H27	被保険者に対して、 人間ドック診査料の一 部を助成することによ り、受診を促進し病気 の発生予防、早期発 見による重症化の防 止等を図る。	人間ドック診査料の 一部助成 1日(1万円→1万5千 円) 1泊2日(1万5千円→ 2万円) ※助成額増額予定	—	5,370	5,460	(1)継続 するもの	オ 市が施策 の効果を高 めることを目 的として実施 する補助金 等交付事業	12,300